

議案第15号

目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

目黒区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月目黒区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、目黒区の区域内に住所を有する20歳以上の者であって」を削り、「もの」を「者（以下「心身障害者」という。）であって、目黒区の区域内に住所を有するもの」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。

ア 20歳以上の心身障害者 当該心身障害者

イ 20歳未満の心身障害者 当該心身障害者又はその保護者（心身障害者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない心身障害者を扶養する者をいう。）

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、平成29年4月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第2条に規定する支給要件（以下「支給要件」という。）に該当する者であって、20歳未満のものが、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年6月30日までの間に受給資格の認定の申請をしたときは、その者が支給要件に該当するに至った日（その日が施行日前であるときは、施行日）に申請があったものとみなして、目黒区心身障害者福祉手当条例第5条の規定を適用する。

（説明） 手当の支給要件を緩和するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(支給要件) 第2条 手当は、別表1又は別表2に定める程度の障害を有する者（以下「<u>心身障害者</u>」という。）であって、<u>目黒区の区域内に住所を有するものに</u>支給する。ただし、当該障害を有することとなった年齢が65歳以上である者及び当該障害を有することとなった年齢が65歳未満であって、65歳に達する日の前日までに第4条の規定による申請を行わなかった者（規則で定める者を除く。）には、支給しない。 2 前項の規定にかかわらず、同項本文に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。 (1) <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。</u> ア <u>20歳以上の心身障害者 当該心身障害者</u> イ <u>20歳未満の心身障害者 当該心身障害者又はその保護者（心身障</u>	(支給要件) 第2条 手当は、<u>目黒区の区域内に住所を有する20歳以上の者であって、</u>別表1又は別表2に定める程度の障害を有する<u>もの</u>に支給する。ただし、当該障害を有することとなった年齢が65歳以上である者及び当該障害を有することとなった年齢が65歳未満であって、65歳に達する日の前日までに第4条の規定による申請を行わなかった者（規則で定める者を除く。）には、支給しない。 2 前項の規定にかかわらず、同項本文に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。 (1) <u>前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えると</u>き。

害者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない心身障害者を扶養する者をいう。）

(2)・(3) (現行に同じ。)

3 (現行に同じ。)

(2)・(3) (省略)

3 (省略)